

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- 九 発注者による第二十五条の二第二項の求めにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否したとき。
- 三 発注者は、書面をもって受注者に通知して、前二項（ただし、第二項第八号及び第九号を除く。）で中止された工事を再開させることができる。
- 四 第一項により中止された工事が再開された場合、受注者は、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。
- 五 第一項から第三項（ただし、第二項第八号及び第九号を除く。）までに規定するいずれかの手続がとられた場合、発注者は書面をもって監理者に通知し、前項の請求が行われた場合、受注者は書面をもって監理者に通知する。
- 六 この契約を解除したとき（ただし、第二項第八号及び第九号に基づく場合を除く。）工事の出来形部分は発注者の所有とし、発注者、受注者及び監理者が協議の上清算する。このとき前払金額に残額のあるときは、受注者はその残額について前払金額受領の日から利子を付けてこれを発注者に返す。
- 七 第二項第八号及び第九号に基づきこの契約を解除したときは、受注者は、これによって生じる発注者の損害を賠償するものとし、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償することを要しないものとする。なお、工事の出来形部分は発注者の所有とする。このとき前払金額に残額のあるときは、受注者はその残額について前払金額受領の日から利子を付けてこれを発注者に返す。

第二十五条（受注者の解除権等） 発注者が前払金、部分払の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いをしないとき、受注者は工事を中止することができる。

- 二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者はこの契約を解除することができる。
- 一 受注者の責めに帰すことができない工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二ヶ月に達したとき。
- 二 発注者が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行ができなくなったと認められるとき。
- 四 発注者が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。
- 五 発注者又はその役員等が、暴力団関係者であると認められるとき。
- 六 受注者による第二十五条の二第二項の求めにもかかわらず、発注者が正当な理由なくこれを拒否したとき。
- 三 前二項の場合（ただし、第二項第五号及び第六号に基づく場合を除く。）においては、受注者は発注者に損害の賠償を求めることができる。
- 四 第二項による契約解除（ただし、第二項第五号及び第六号に基づく場合を除く。）については、前条第六項の規定を準用する。ただし、利子については、この限りでない。

五 第二項第五号又は第六号に基づきこの契約を解除したときは、発注者は、これによって生じる受注者の損害（発注者の所有となった工事の出来形部分に関わる損害を含む。）を賠償するものとし、他方、受注者は、これによって発注者に損害が発生しても、その損害を賠償することを要しないものとする。なお、工事の出来形部分について受注者に所有権が発生する場合は、受注者はその選択により、出来形部分を受注者に納入し発注者から当該出来形部分に応じた対価を求めることができる。

第二十五条の二（反社会的勢力ではないことの確約等） 発注者及び受注者は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約する。

一 自ら又はその役員等が反社会的勢力（暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びその構成員、若しくはこれに類する者又は暴力的な要求若しくは法的な責任を超えた不当な要求を行う者をいう。以下本条において同じ。）ではないこと。

二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約の締結及び履行をするものではないこと。

二 発注者及び受注者は、この契約に基づく事業に関連する契約（以下、本条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該関連契約の当事者たる相手方（当該暴力団関係者に関わる契約の当事者と連続した契約関係にある場合を含む。）に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第二十六条（紛争の解決） この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、契約書記載の調停人にその解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める審査会を管轄審査会とする。

- 二 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、又は審査会があっせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。
- 三 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。
- 四 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第二十七条（情報通信の技術を利用する方法） この約款において書面により行わなければならないこととされている通知、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第二十八条（補則） この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者及び監理者が協議して定める。

以上この契約の証として本書 _____ 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

発注者 _____ 住所 _____
氏名 _____ ㊞

受注者 _____ 住所 _____
氏名 _____ ㊞

私 / 当社は、発注者 / 受注者の保証人として、この契約の下での 発注者 / 受注者の義務の履行を保証します。

（それぞれいずれか該当しない方を二重線で抹消して、その部分に押印してください。）

保証人 _____ 住所 _____
氏名 _____ ㊞

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第七項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。）を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監理者 _____ 住所 _____
氏名 _____ ㊞

収 入
印 紙

工事請負契約書

発注者 _____

受注者 _____

発注者/受注者 保証人 _____
（保証人をおく場合に限り記載してください。「発注者/受注者」のうち、いずれか該当しない方を二重線で抹消して、その部分に押印してください。）

監理者 _____ として
（監理者をおく場合に限り記載してください。）

この契約書（約款含む）と添付の図面 _____ 枚、仕様書 _____ 冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工 事 _____

2. 工 事 場 所 _____

3. 工 期 着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 又は工事許・認可の日から _____ 日以内
完成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 又は工事着手の日から _____ 日以内
引 渡 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 請 負 代 金 額 金 _____ 円
うち工事価格 金 _____ 円
（取引に係る消費税額を除く額）
取引に係る消費税額 金 _____ 円

5. 支 払 方 法 この契約成立のとき 金 _____ 円 又は _____ 割
部 分 払 { 第1回 金 _____ 円 又は _____ 割
第2回 金 _____ 円 又は _____ 割
完成引渡し のとき 金 _____ 円 又は _____ 割

6. 調 停 人 _____
（調停人を定めた場合に記載してください。）

7. 瑕疵担保責任の履行に関する措置
（「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の適用の有無および措置の内容に従い、下欄の該当箇所を○で囲み、注の指示に従ってください。）
（注）「有」を選択した場合には、履行を確保する手段を(a)、(b)から選択し、別紙の保証供託用又は責任保険用のいずれかに必要事項を記載のうえ、この請負契約書と一体化して綴り、割り印を押して、注文者に交付してください。 (イ) 有 (a) 供託 (b) 責任保険 (ロ) 無

8. 「特定商取引に関する法律」の適用の有無
（「特定商取引に関する法律」の適用の有無および措置の内容に従い、下欄の該当箇所を○で囲み、注の指示に従ってください。）
（注）「有」を選択した場合には、「特定商取引のクーリングオフに関する別紙1（クーリングオフに関する規定が条紳の中に赤字で用印してある別紙）」を、この請負契約書と一体化して綴り、割り印を押して、注文者に交付してください。 (イ) 有 (ロ) 無

9. そ の 他 _____
（注）建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称および所在地についてそれぞれ記入する。